

様式第1号（第6条関係）別紙2

南部町移住支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

鳥取県及び南部町は、鳥取県が定めるとっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（令和元年8月5日付第201900113130号鳥取県交流人口拡大本部長及び鳥取県商工労働部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき行う南部町移住支援金交付事業の実施に際して得た個人情報について、鳥取県及び南部町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、鳥取県及び南部町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金支給事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。